

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験（学科試験）を次のとおり実施する。

令和5年(2023年)11月9日

北海道知事 鈴木 直道

1 試験を実施する免許職種及び試験科目

免許職種	学科試験の科目
木工科	一 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。） 二 関連学科 1 系基礎学科 ① 製図（現図画法 読図法） ② 木材加工法（木材乾燥法 木材加工用機械 木材加工法） ③ 安全衛生（安全管理 衛生管理） 2 専攻学科 ① 工作法（木製品 工作法 組立法 仕上法）
全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目）

2 試験日時

- (1) 試験日 令和6年(2024年)2月2日(金)  
(2) 試験時間

試験科目	時間	
指導方法	13:00~14:00	
関連学科	系基礎学科	14:30~15:30
	専攻学科	15:40~16:40

3 試験の実施地及び実施場所

試験の実施地は各（総合）振興局所在地とし、実施場所は後日受験票で通知する。

4 受験資格

法第44条第1項の技能検定に合格した者又は職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。）第45条の2第2項若しくは第3項に規定する者（職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部が免除される者、その他の免許職種の受験者にあつては同条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される者に限る。（木工科除く）であつて、次のいずれにも該当しないもの。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者  
(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験の免除

実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科、及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

## 6 受験手続

### (1) 受験申請書類等

ア 受験申請書及び履歴書

イ 受験資格を有することを証する書面

ウ 実技試験の全部が免除されることを証する書面

エ 学科試験の全部又は一部が免除される者にあつては、学科試験の全部又は一部が免除されることを証する書面

- オ 写真（申請前6箇月以内に撮影した上半身、正面脱帽で55mm×40mmのもの）
  - カ 定型封筒1枚
  - キ 郵便切手63円1枚（受験票に貼付）及び84円1枚（同封）
  - ク 印鑑
- (2) 申請書類の提出先  
各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課
  - (3) 申請書類の提出期間等  
令和5年(2023年)12月1日(金)から同月15日(金)まで（土、日曜日、祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）。ただし、郵送の場合は、同月15日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。  
なお、受験申請書類を郵送する場合は、簡易書留又は特定記録とし、封筒の表に「指導員試験申請書在中」と朱書きすること。
  - (4) 試験手数料  
試験手数料は、3,100円に相当する額面の北海道収入証紙を受験申請書の所定の箇所に貼り付けて納付すること（証紙は申請者の印章又は署名により消印すること）。  
※学科試験の全てが免除になる場合は、受験手数料の納付は不要とする。
  - (5) 受験票  
受験申請書を受理した後、本人宛送付する。
- 7 合否判定基準  
合否判定は次のとおりとする。
- (1) 木工科  
学科試験のうち指導方法並びに関連学科の系基礎学科及び専攻学科について、それぞれ6割以上の得点があり、かつ学科試験の系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて、それぞれ5割以上の得点がある場合を学科試験の合格とする。  
また、学科試験のうち指導方法について6割以上の得点がある場合は、指導方法につき一部合格とし、関連学科について、関連学科の系基礎学科又は専攻学科について6割以上の得点があり、かつ、それぞれの学科の科目の全てについて、それぞれ5割以上の得点がある場合は、関連学科につき一部合格とする。
  - (2) その他職種  
学科試験の指導方法について、6割以上の得点がある場合を学科試験の指導方法につき一部合格とする。
- 8 合格発表  
令和6年3月下旬までに各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課から受験者宛に通知して行う。
- 9 その他
- (1) 受験申請書及び受験案内書は、各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課において配付する。  
なお、郵便で請求する場合は、必ず返信用切手140円分を同封すること。
  - (2) 試験に関し不明な点は、各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課に問い合わせること。